

東温市緊急通報体制整備事業に係る同意書

事業の実施にあたり、下記の記載事項について、東温市及び愛媛総合警備保障株式会社は責任を負わないことについて同意します。

記

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、その他天災地変、僻地、大規模な伝染病、暴動等、その他の不可抗力の事態に起因する損害。
- (2) 感知装置等の受信開始操作失念及び感知範囲外から生じた損害。
- (3) 通常目的による通信・電源が切断されて利用ができないこと、概要通信に障がいが生じたこと、又は通信速度が遅滞したことを起因とする損害。
- (4) ターミナルアダプター、スプリッタ、ルータその他の通信回線による業務信号の送信に必要な機器が正常に稼働しなかったことに起因する損害。
- (5) 許可なく感知装置等を撤去、移設、追加、変更等を行ったことに起因する損害。
- (6) 出動車両が一般車両であることに起因する損害。
- (7) 自然災害により現地確認が出来ない事を起因とする損害。

※なお、火災センサーについては、警備業法施行細則第 15 条に基づき、規定されている時間内に警備員が到着することができない場所には設置しない旨同意します。

東温市長 様

年 月 日

申請者氏名

Ⓜ